

PTA 規則改正

平成 31 年度 PTA 定期総会にて承認された第 8 章経費第 20 条の改正内容を PTA 規則、学校要覧に切り貼りをして、差し替えをお願いいたします。

-----✂-----

第 20 条 本会の活動年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
但し、会計年度は、2 月 1 日から始まり翌年 1 月 31 日までとする。